

広島県告示第三百二十二号

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（平成二十年広島県告示第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「広島県環境県民局総務管理部環境県民総務課」を「広島県環境県民局環境県民総務課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。